

苦情・紛争処理規程

(目的)

第1条 この規程は、コインチェック株式会社（以下「当社」という。）と顧客との間の仮想通貨交換業務及び仮想通貨の差金決済取引である「仮想通貨レバレッジ取引」に係る業務（以下合わせて「本業務」という。）に関し、当該顧客から申立てのあった苦情及び紛争（以下「苦情等」という。）の解決及び処理に関し必要な事項を定め、その迅速かつ適正な解決を図ることにより、利用者等の利益の保護を図るとともに、業務の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「苦情」とは、本業務に係るサービス及び営業活動等に関し、顧客が当社に対して不満足を表明することをいう。
- 2 この規程において、「紛争」とは、苦情のうち、当社と顧客との間で解決できず、当該顧客から、紛争解決支援機関の利用申し出のあった事案をいう。
 - 3 申出人とは、顧客のうち、当社、紛争解決支援機関に対し、苦情又は紛争の申し出をした者をいう。
 - 4 紛争解決支援機関とは、当社が資金決済に関する法律第63条の12第5項及び仮想通貨交換業者に関する内閣府令（以下「府令」という。）第25条第2項に基づく紛争解決措置として協定書を締結した東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターをいう。
 - 5 協定書とは、当社と紛争解決支援機関との間で締結した仮想通貨交換業に関する紛争について紛争解決支援機関を利用する旨の協定書をいう。
 - 6 紛争解決支援機関規則とは、紛争解決支援機関が行う紛争解決手続を定めた規則をいう。

(取扱方針)

- 第3条 苦情等の取扱いに当たっては、ADR制度も踏まえつつ、関係部署が連携して事実と責任を明確にするとともに顧客の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切に解決を図るものとする。
- 2 顧客からの意見等を真摯に受止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てるものとする。
 - 3 苦情等の処理に当たる役員及び従業員（雇用形態の如何を問わず、当社に勤務する者をいい、派遣従業員、業務委託社員及びアルバイト従業員をも含

む。以下同じ。)は、顧客の個人情報について、個人情報保護の観点から適切に取扱うこととする。

- 4 反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて法務部及び警察等関係機関と連携等を適切に行うものとする。
- 5 顧客に対しては、苦情等の対応の進行に応じて適切な説明を行うことも含め、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指すものとする。
- 6 社内で苦情等の解決を図ることができない場合その他適切と認める場合には、顧客に第8条から第10条に規定する外部の苦情等解決機関（以下、「外部機関」という。）を紹介し、解決を図るものとする。なお、外部機関で手続きが行われている間であっても、当該顧客に当社が適切な対応を行うことを免れるものではない。
- 7 当社は、苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関に対し適切に対応するものとする。
- 8 当社は、別紙の通り、苦情等の受付窓口を含む苦情処理に関する業務運営体制を当社ホームページ及び顧客交付書面等により、周知することとするとともに、ホームページに本規程の一部を公表するものとする。

（苦情及び紛争の責任部署）

- 第4条 苦情についての責任部署は、業務管理部とし、業務管理部は、顧客の利便性にも配慮しつつ、広く顧客からの苦情を受け付ける態勢を整備するとともに、苦情の受付、対応及び管理運用を行うものとする。
- 2 外部委託業務に関する苦情についても、業務管理部が苦情の受付、対応及び管理運用を行うものとする。
 - 3 業務管理部は、苦情へ対処するために適切な担当者を設置し、苦情の対応の窓口として、顧客からの苦情に関して、本規程に従って必要な対応を行う。（なお、苦情の申立てを行うことができる利用者には、利用者の相続人及び法定代理人を含むものとする。）
 - 4 紛争についての責任部署は法務部とする。

（報告等）

- 第5条 業務管理部は、苦情の申し出を受けた場合、苦情を類型化するとともに、受け付けた内容を記録する。
- 2 業務管理部は、関係部署と連携して苦情の解決に努め、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- (1) 事務処理ミスを起因とした苦情については、原状回復を原則とする。

- (2) 顧客未収金が発生した場合、速やかな解消に努めるものとする。
- 3 業務管理部は、苦情の発生、処理状況及び対策等について、適宜社内で共有するとともに、コンプライアンス委員会を通じて、社長執行役員及び執行役員会に報告する。ただし、経営上重要と判断される場合は、速やかに社長執行役員及び執行役員会に報告するものとする。
- 4 社長執行役員及び執行役員会は、前項で報告された内容を踏まえ、業務改善や再発防止策等の継続的な見直しについて、指揮監督するものとする。

(調査)

第6条 法務部は、業務管理部と連携して、紛争に関する少なくとも次の事項を調査し、原因及び責任の所在を明確にしなければならない。

- (1) 関係者
- (2) 経緯
- (3) 苦情・紛争の性質及び内容（紛争金額）
- (4) 損害額又は賠償額
- (5) 求償又は回収見込

(結果の報告等)

第7条 業務管理部は、当該苦情の申立てを行った顧客に対し、適切な方法により、処理が未了の間は顧客からの問い合わせに応じて処理経過を、及び処理が完了した時に対応結果を、それぞれ報告又は説明するものとし、可能な限りその理解を得て解決することを目指した対応を行わなければならない。

(第三者機関の紹介等)

第8条 苦情の申立てを行った顧客が、当該苦情に関して第三者機関への案内を要望した場合には、一般社団法人仮想通貨交換業協会（以下「協会」という。）等の第三者機関を紹介し、その標準的な手続の概要等を説明するなどの方法により、当該苦情の最終的な解決が図られるよう努めなければならない。

- 2 前項で紹介した第三者機関において、苦情対処に関する手続が係属している間であっても、顧客に対し、必要に応じ、適切な対応を行うよう努めなければならない。

(第三者機関との連携)

第9条 協会等の第三者機関における解決に積極的に協力し、第三者機関の定めるところに従い、苦情の迅速な解決に努めるものとする。

- 2 第三者機関から文書若しくは口頭による説明を求められ、又は資料の提出

を求められた場合は、正当な理由がない限り、速やかに、第三者機関に対し、必要な説明を行い、又は必要な資料の提出を行うものとする。

- 3 第三者機関から苦情の処理を求められた場合は、申出人と速やかに連絡をとり誠意をもってこれに対応し、苦情の早期解決に努めるものとする。
- 4 苦情に対する処理結果については第三者機関へ報告を行うものとする。
- 5 仮想通貨交換業者が行った利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者の利益を保護するために必要な情報として次のものを取得した場合は、協会に報告するものとする。

- (1) 仮想通貨交換業登録を受けないで仮想通貨交換業を行っている者を知った場合は、その者及び当該者が行う仮想通貨交換業に関する情報
- (2) その他利用者の利益を保護するために第三者機関が必要と認める情報

(紛争解決等処理)

第10条 当社は、府令第25条第2項第1号に基づく紛争解決措置として、東京三弁護士会（東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会）と協定書を締結し、東京三弁護士会が公正かつ迅速に紛争を解決することを目的として設置・運営する各センターのあっせん・仲裁を利用して、本業務に関する紛争の解決を図るものとする。

(苦情処理措置)

第11条 業務管理部は、顧客から苦情の申立てがあった場合には、本規程及び苦情対応マニュアルに従って誠実に対応するものとする。

- 2 業務管理部は、顧客からの苦情に関し、必要に応じて、本規程に従い、社長執行役員及び執行役員会に対し、その内容を報告するものとする。また、業務管理部は、顧客からの苦情に関し、必要に応じて、法務部経由で外部弁護士にも相談してその内容を検討するものとする。
- 3 業務管理部は、申出人の住所、苦情等の内容その他の事由により、当社内での解決が困難であるとき若しくは他の機関による取扱いがふさわしいと判断したとき、又は、申出人が他の機関への案内を要望したときは、可能な限り他の団体を紹介するなどの方法により、当該申出人による苦情等の最終的な解決が図られるように努めなければならない。

(紛争解決支援機関の案内等)

第12条 法務部は、本規程に従って対応したにもかかわらず、解決が困難であり、当該苦情の内容に照らし紛争解決支援機関の利用が適切であると判断した場合には、申出人に対し、紛争解決支援機関に紛争解決の申し出をすることが

できる旨及び同機関の連絡先を通知することとする。

- 2 前項の通知を行う場合、業務管理部は、紛争解決支援機関が行う手続の概要を説明するよう努めなければならない。
- 3 法務部は、申出人の住所、苦情の内容その他の事由により、紛争解決支援機関への相談が困難であるとき若しくは他の機関による取扱いがふさわしいと判断したとき、又は、申出人が他の機関への案内を要望したときは、可能な限り他の団体を紹介するなどの方法により、当該申出人による苦情等の最終的な解決が図られるように努めなければならない。

(当社からの紛争解決支援機関への申し出)

第13条 当社は、紛争解決支援機関に紛争解決手続きの申立てを行うに当たっては、十分な顧客対応を行い、当該申立てについて社内で適切な検討を経なければならない。

- 2 法務部は、前項の検討を経たうえで、本規程に従って対応したにもかかわらず解決が困難であり、当該苦情の内容に照らし紛争解決支援機関の利用が適切であると判断した場合には、社長執行役員の承認を得て、紛争解決支援機関に対し、紛争解決の申し出を行うこととする。
- 3 法務部は、前項の承諾を得るにあたり、以下の各号に掲げる事由を社長執行役員及び執行役員会に報告しなければならない。
 - (1) 苦情の申出日時
 - (2) 申出人の住所・氏名
 - (3) 苦情の内容と対応経過
 - (4) 解決が困難と判断した理由
 - (5) 紛争解決支援機関の利用が適切であると判断した理由

(紛争解決措置)

第14条 紛争処理は、本規程及び紛争処理マニュアルに従って対応するものとする。

- 2 当社は、東京三弁護士会と締結する協定書の規定を遵守し、紛争解決支援機関が行う紛争解決処理の手続きに従って、紛争の解決に努めるものとする。

2019年7月22日（改定）

別紙（第3条関係）

1. 苦情受付窓口

①当社は、お客様からの苦情又はご相談を次の窓口で受け付けております。

業務管理部

東京都渋谷区円山町3番6号

お問い合わせフォーム：https://coincheck.com/ja/info/help_contact

TEL：03-6625-5113

受付時間：お問い合わせフォームにつきましては、24時間365日受付を行います
が、お問い合わせ内容に対する回答は順次対応させていただきます。

お電話につきましては、月曜日から金曜日 10:00 から 17:00（国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月31日から1月3日まで）を除く）の対応となります。

2. 当社の仮想通貨交換業及び仮想通貨の差金決済取引である「仮想通貨レバレッジ取引」に係る業務（あわせて「本業務」といいます。）に関する苦情又はご相談に対しては、当社所定の規程に基づき、以下のとおり、誠実に対処いたします。

(1) 苦情等の申し出は、お客様ご本人のほか、お客様の相続人又はその代理人も行うことができます。

(2) お客様は、当社の苦情受付窓口において、当社の本業務に関する苦情等を申し立てることができます。お客様からの苦情等が当社の本業務に関するものかどうか明らかでない場合にも、誠実に対応いたします。

(3) 当社業務管理部は、お客様からの苦情等の内容に応じ、社長執行役員にも当該苦情等を報告し、適切に対処いたします。

(4) 当社社長執行役員及び執行役員会は、必要に応じて、法務部に調査及び分析を指示し、再発防止策を講じます。

(5) 当社法務部は、定期的に、お客様からの苦情等への対応状況を検証いたします。

(6) 当社業務管理部は、必要に応じて、お客様に対し、紛争解決支援機関のご紹介もいたします。

3. 当社の仮想通貨交換業に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営する仲裁（紛争解決）センターでのあっせん手続（金融ADR）が利用できます。

<あっせん・仲裁申立先>

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

東京弁護士会 紛争解決センター

TEL：03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター

TEL：03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター

TEL：03-3581-2249

4. 仮想通貨交換業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本仮想通貨交換業協会でも苦情を受け付けております。

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会

苦情受付フォーム：<https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/>

TEL：03-3222-1061

対応時間：月～金曜日 9:30～17:00【祝日（振替休日を含む）および年末年始（12月29日～1月3日）を除く】

以上